

第7章 費用の査定

第241条 訴訟費用・支出の支払い。

① 無償法律扶助法(Ley de Asistencia Jurídica Gratuita)で規定されている場合を除き、各当事者は、自己の(訴訟)請求で生じる訴訟費用・支出を、その発生にしたがって支払う。

その訴訟の存在に直接的起源を持つ出捐は訴訟支出と見なされ、次の費目の支払いに関連する出捐部分を訴訟費用とみなす：

1. 弁護および専門的代理の謝礼、それらが強制のとき。
2. 訴訟の過程で強制的に公報する必要がある告知または公示の挿入。
3. 不服申立て提起に必要な寄託。
4. 鑑定人の手数料および訴訟に介入した者に対して行わなければならないその他の支払い。
5. 法に従って要求されるべきコピー、証明書、メモ、証言および同様の書類。ただし、裁判所が、無料である登録所や公証原簿所(protocolo público)に請求するものを除く。
6. 訴訟の進展に必要な行為の結果として支払われなければならない規定手数料。
7. 裁判権行使のための料金、強制的なとき。住居取得で設定された抵当権の行使訴訟で支払われた料金は、訴訟の費用には含まれない。抵当権付き貸付またはクレジットから派生する強制執行のその他訴訟でも、その訴訟が強制執行された当事者または保証人に対して向けられるときは、(支払われた料金は訴訟の費用には)含まれない。

② 訴訟行為から派生する債権の保有者は、訴訟終了を待つことなく、また、それにかかる費用に関する付帯的言い渡しに関係なく、それらを弁済しなければならない当事者にその債権を請求できる。

第242条 費用査定の請求。

① 訴訟費用の負担を命じる判決があつて、以後それが確定すると、負担を命じられた当事者が、相手方が費用査定を請求する前にそれら費用を支払わなかった場合、事前にその査定を行つて、強制執行(apremio)手続による費用徴収に移行する。

② 費用査定を請求する当事者は、請求の際に、償還要求している金額の支払いを証明する書類を提出する。

③ 訴訟費用の負担を命じた裁定が確定すると、訴訟代理士、弁護士、鑑定人および訴訟に介入し、費用査定に含まれるべき(当事者に対して)何らかの債権を有するその他の者たちは、彼らの手数料または報酬の詳細な請求書、および、彼らが肩代わりした費用の詳細かつ正当な計算を司法事務局に提出できる。

- ④ 公務員、訴訟代理士および専門家に対応する手数料は、規定料金表に従って規制される。
- ⑤ 規定料金表に従わない弁護士、鑑定人およびその他の専門家と公務員は、場合に応じて、その専門職定款の調整規範に従ってその報酬を設定する。

第 243 条 費用査定の実行。

- ① あらゆる種類の訴訟および請求において、費用の査定は、訴訟または不服申立てを審理した裁判所の書記官によって、または、場合に応じて、（判決の）執行を担当する裁判所書記官によってなされる。
- ② 役に立たない、余分な、または法律で認められていない文書や行為に対応する手数料は査定に含まれない、また、詳細に記載されていない請求書の勘定項目、または、訴訟で発生していない報酬に係わる請求書の勘定項目も含まれない。

司法機関への連絡、協力および支援の訴訟行為を実行するために発生した訴訟代理士の手数料、および、司法事務局が、別の場合に実行できた可能性のある他の単なる任意行為は、費用査定に含まれない。

裁判所書記官は、規定料金表の対象とならない弁護士およびその他の専門家の報酬額を、その請求額が第 394 条第 3 項に係わる制限を超え、かつ、訴訟費用の負担を命じられている当事者の（訴訟の）無謀が言い渡されていない場合、減額する。

費用の査定では、弁護士の報酬および訴訟代理士の手数料には、付加価値税が、それを規制する法律の規定に従って、含まれる。この税額は、第 394 条第 3 項のためには計算に入らない。

- ③ 主たる事案で費用についての言い渡しにより恩恵を与えられた当事者が明示的に費用負担を命じられたところの訴訟行為または付帯事件の費用も査定に含まれない。

第 244 条 当事者への通知。承認。

- ① 裁判所書記官により費用の査定が実施されると、それは 10 日間の共通期間で両当事者に通知される。
- ② 前項に係わる通知がなされると、いかなる勘定項目を含める、または、追加することは受け入れられず、利害関係者に、対応する者に請求するその者の権利が留保される。
- ③ 第 1 項で定められた期間が経過しても費用査定に異議が申立てられない場合、裁判所書記官は、（書記官）決定を通して、それを認可する。この決定に対しては再審理の直接不服申立てでき、その再審理の不服申立てを裁定する決定に対しては不服申立てできない。

第 245 条 費用査定の異議申立て。

- ① 費用の査定には、前条第 1 項の期間内に異議申立てできる。
- ② 異議申立ては、不当な勘定項目、手数料または費用が査定に含まれていること

に基づくことができる。ただし、規定料金表の対象とならない弁護士、鑑定人または専門職の報酬については、当該報酬の額が過大であるとして、査定に異議申立てできる。

③ 費用の負担を命じる判決により恩恵を受けた当事者は、適切に正当化および請求された費用が査定に含まれていないとして、査定に異議申立てできる。

また、その異議申立てを、その当事者の要請で訴訟で行動した、規定料金表に従わない弁護士、鑑定人、専門職または公務員の報酬（の請求書）全体が含まれていないことに、また、その者の訴訟代理士の手数料が正確に含まれていないことに基づかせることができる。

④ 異議申立書には、争いがある勘定または請求書および具体的勘定項目並びにその理由を記載する必要がある。上記の記載がなされない場合、裁判所書記官は、（書記官）決定を通して、異議申立ての取り扱いを認めない。この（書記官）決定に対しては、その変更請求のみ提起できる。

第 246 条 異議申立ての処理と裁定。

① 弁護士費用が過大であるとみなされたために査定に異議申立てられた場合、問題の弁護士を 5 日の期間内で聴取する、また、請求される報酬減額を受け入れない場合は、（訴訟）記録の（裁判所）認証謄本が、または、それらの必要な部分が弁護士会に、（会がそれについて）報告するために、送られる。

② 前項の規定は、鑑定士報酬の異議申立てに関しても適用される、この場合、それらが所属する職能会、団体または法人の意見を求める。

③ 裁判所書記官は、（鑑定士の）行なった業務と発行された意見を考慮して、作成された査定を維持する（書記官）決定を下すか、場合に応じて、適切と見なす修正を加える。

異議申立てが完全に却下された場合、（異議申立て）事件の費用は異議申立て者に課される。全部または一部が認容された場合、費用は、報酬が過剰であると見なされた弁護士または鑑定士に課される。

この（書記官）決定に対しては再審理の不服申立てできる。

その再審理の不服申立てを決する決定に対しては不服申立てできない。

④ 査定に不当な手数料または報酬が含まれていた、または、査定内に適切に正当化されて請求された支出が含まれていないという理由で、査定に異議が申立てられた場合、裁判所書記官は、相手方が 3 日の期間で異議申立てられた勘定項目を査定に含めるか除外するか表明するために、相手方に（異議申立てを）通知する。

裁判所書記官は、（書記官）決定によって次の 3 日以内に裁定する。この決定に対しては再審理の直接不服申立てでき、その再審理の不服申立てを決する決定に対しては不服申立てできない。

⑤ 費用の査定に含まれる弁護士または鑑定士報酬が不当であると、また、そうでない場合で、過大であると主張される場合、前各項でそれぞれの異議についての規定に従って、両方の異議申立てが同時に処理される。ただし、報酬が過大であるかどうかの裁定は、異議申立てられた勘定項目が正当か不当か決するまで中断される。

⑥ 当事者の一方が無料の法律扶助を受ける権利者であるときは、無償法律扶助法の適用により請求される金額の支払いを引き受ける行政庁の義務に関連する問題は、費用の査定の際には議論も裁定もされない。